

新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要領

第1 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。なお、事業に係る補助金の交付等に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号、以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、市要綱に定めるところによる。

第2 危険ブロック塀等撤去工事

(補助金の交付申請)

第3条 市要綱第5条で規定する補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、危険ブロック塀等撤去工事を行う前に次の書類を添付した別記様式第1号の補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 案内図（対象ブロック塀等が所在する敷地の場所が分かる地図）及び配置図

（対象ブロック塀等の敷地内の位置及び施工範囲、延長を明示した図面等）

(2) 撤去前のカラー写真

(3) 別記様式第1号の2の対象工事に係る工事費の内訳証明書（施工予定業者が記載したもの）

(4) 別記様式第13号のブロック塀等点検表（施工予定業者が記載したもの）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者が法人の場合、前項の書類に加えて次の書類を添付しなければならない。

(1) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の3）

(2) 納税証明書（新潟市制度用）

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び必要に応じて現地調査により当該ブロック塀の危険度を判定し、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金交付の適否を別記様式第2号の補助金交付（不交付）決定通知書によ

り、申請者に通知する。

- 3 市長は、補助金の交付を決定する際には、事業が適正に行われるよう必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第5条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、補助事業者という。）は、当該工事が完了したとき（第8条第2項の規定により補助事業廃止の承認を受けた場合を含む。）は、速やかに次の書類を添付した別記様式第3号の補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

（1）撤去後のカラー写真

（2）別記様式第1号の2の撤去工事に要した経費に係る領収書とその内訳が明記された工事費の内訳証明書（施工業者が記載したもの）

（3）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第6条 市長は、前条の補助事業実績報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を決定し、別記様式第4号の補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

第3 補助事業の変更手続き等

（補助事業内容の変更）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき（市長が定める軽微なものを除く。）は、速やかに次の書類を添付した別記様式第5号の補助事業変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、添付書類は該当するものに限る。

（1）案内図及び配置図

（2）撤去前のカラー写真

（3）別記様式第1号の2の対象工事に係る工事費の内訳証明書（施工予定業者が記写真載したもの）

（4）その他市長が必要と認めたもの

- 2 市長は、前項の補助事業変更申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、別記様式第6号の補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の廃止）

第 8 条 補助事業者は、当該補助事業を廃止しようとするときは、速やかに別記様式第 7 号の補助事業廃止承認申請書にその理由を付して提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、別記様式第 8 号の補助事業廃止承認書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業者の変更）

第 9 条 やむを得ない理由により、補助事業者を変更しようとするときは、速やかに別記様式第 9 号の補助事業者変更承認申請書を提出し、市長に承認を得なければならない。なお、この申請において、第 3 条第 1 項の規定は適用しない。

2 市長は、前項の補助事業変更申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めたときは補助事業者の変更を決定し、別記様式第 10 号の補助事業者変更承認書により前項の申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の経理）

第 10 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 11 条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の指示に従って当該事業を行わなければならない。

（遂行命令）

第 12 条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときには、補助事業者へ当該事業を適正に遂行すべきことを命ずることができる。

（是正のための措置）

第 13 条 市長は、第 5 条の実績報告書の提出があった場合においては、事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者へ指示することができる。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が市補助金規則第 17 条第 1 項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第11号の補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し別記様式第12号の補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合で、当該補助金が国庫補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに国へ当該補助金を返還するための措置を講ずるものとする。

(様式)

第16条 この要領による申請書、その他の書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第17条 この要領の施行について必要な事項が生じた場合には、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年10月15日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(補助金の交付申請等の特例)

3 平成30年6月18日から平成30年10月14日までの間に、事業に着手した補助対象者は、要領第3条の規定にかかわらず、当該撤去工事の完了後に補助金の交付を申請することができる。この場合において、次の書類を添付した別記様式第1号の補助金交付申請書(補助対象経費欄の「見積額」は「撤去工事に要した経費」と読み替えるものとする。)を平成31年2月28日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 位置図 (撤去したブロック塀等の位置がわかるもの)

(2) 申請者がブロック塀等の管理者である場合は、その所有者の別記様式第 11 号の同意書

(3) 撤去前後の写真

(4) 別記様式第 13 号の証明書

(5) 撤去工事に要した経費に係る領収書及びその内訳書の写し又は別記様式第 14 号の証明書

(6) その他市長が必要と認めるもの

(適用除外)

4 前項の規定による交付申請は、要領第 4 条から第 8 条までの規定は適用しない。
(交付決定等)

5 市長は第 3 項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書の審査及び現地調査により当該ブロック塀の危険度を判定し、予算の範囲内において交付の適否および補助金の額を決定する。

6 市長は前項による決定を、別記様式第 2 号中標題を「補助金交付（不交付）決定及び確定通知書」とし、「3 交付決定額（不交付の理由）」を「3 交付決定額及び確定額（不交付の理由）」と書き替え補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

区分	様式の名称	様式
危険ブロック塀等撤去工事補助等	補助金交付申請書	別記様式第1号
	工事費の内訳証明書	別記様式第1号の2
	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	別記様式第1号の3
	補助金交付（不交付）決定通知書	別記様式第2号
	補助事業実績報告書	別記様式第3号
	補助金確定通知書	別記様式第4号
補助事業の変更手続き等	補助事業変更申請書	別記様式第5号
	補助金交付決定変更通知書	別記様式第6号
	補助事業廃止承認申請書	別記様式第7号
	補助事業廃止承認書	別記様式第8号
	補助事業者変更承認申請書	別記様式第9号
	補助事業者変更承認書	別記様式第10号
	補助金交付決定取消通知書	別記様式第11号
	補助金返還命令書	別記様式第12号
その他	対象ブロック塀等の点検表	別記様式第13号
	補助事業内容証明書	別記様式第14号
	補助事業金額内訳証明書	別記様式第15号

補助金交付申請書

（宛先）新潟市長

申請者 千 一
住 所
氏 名
電話番号 ー ー

新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

ブロック塀等所在地	新潟市 (申請者住所と異なる場合のみ記入)	
申請者の種別等	☐ 所有者 ☐ 管理者 (ブロック塀等の施工について所有者の承諾済である)	
	☐ 市要綱第4条第1項の各号に該当しません。 (1)当該ブロック塀等において、他の補助を受け撤去工事を行う者。 (2)販売を目的とした整地や解体工事に伴いブロック塀等の撤去を行う者。	
交付申請額	補助対象経費 (A)	工事費 (「工事費の内訳証明書」の補助対象経費小計) 円 撤去する塀の長さの合計 () m × 17,400円/m = 円
	(A)の内少ない額 × 1/2 = (B)	円
	補助上限額 (C)	150,000円
	(B)と(C)の内少ない額 (千円未満切り捨て)	円 ※交付決定額は交付申請額と異なる場合があります。
	事業実施期間(予定)	工事着手の日 ~ 年 月 日 ※交付決定前に工事に着手した場合は補助の対象となりません。
確認事項	☐ 申請者本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。	
敷地内の他ブロック塀等の状況	☐ 撤去するブロック塀等以外に、敷地内に道路等に面するブロック塀等が残ります。適正に維持管理しその安全を確保します。(該当する場合のみ ☒)	
添付書類	☐ 案内図 (対象ブロック塀等が所在する敷地の場所が分かる地図) ☐ 配置図 (対象ブロック塀等の敷地内の位置及び施工範囲、延長を明示した図面等) ☐ 撤去前のカラー写真 ☐ 別記様式第1号の2 工事費の内訳証明書 (施工予定業者が記載したもの) ☐ 別記様式第13号 対象ブロック塀等点検表 (施工予定業者が記載したもの) ☐ 別記様式第1号の3 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (法人の場合のみ添付) ☐ 新潟市制度用の納税証明書 (法人の場合のみ添付) ☐ その他市長が必要と認めるもの	

記様式第 1 号の 2 （第 3 条関係）

工事費の内訳証明書（見積時・竣工時）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所
会 社 名
代表者名
電話番号
担当者名

申請者 様の新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費			
工事種別	数量	単価	金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
補助対象経費小計（A）			円
補助対象外経費			
工事種別	数量	単価	金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
補助対象外経費小計（B）			円
合計（A + B）			円
消費税			円
見積額 合計			円

別記様式第 1 号の 3（第 3 条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要領の規定に基づく補助金交付の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日（ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（申請者の役員等の一覧表）

[illegible]

第 年 月 号
日

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- 2 ブロック塀等の所在地 新潟市
- 3 交付決定額（不交付の理由） 円
- 4 交付条件
 - （1）新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱及び同要領を遵守してください。
 - （2）この要綱及び要領に違反したときは、この決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

補助事業実績報告書

新潟市長

補助事業者 千 一
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号の で交付決定を受けた補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助		
ブロック塀等の所在地	新潟市		
補助金の交付決定額 及び精算額	交付決定額	円	
	補助金の精算額	円	
補助事業完了年月日	年 月 日		
補助事業の成果	☐ ブロック塀等の全撤去		
	☐ ブロック塀等の部分撤去（撤去後の道路から高さ m）		

補助金の 振込先	金融機関名	銀行・信金・労金 信組・農協						
	店名	本店・支店						
	預金種目	普通 当座						
	口座番号 (右詰めで記入)							
	フリガナ							
	口座名義人							

添付書類	☐ 撤去後のカラー写真 （建替えの場合は、塀やフェンス等を設置する前に撮影したもの） ☐ 撤去工事に要した経費に係る領収書の写し ☐ 別記様式第1号の2 工事費の内訳証明書（施工業者が記載したもの） ☐ その他市長が必要と認める書類
------	--

第 年 月 号
日

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業の補助金について、次のとおり確定したので通知します。

また、敷地内に道路等に面するブロック塀等が残る場合は、所有者が適正に維持管理し、その安全を確保するよう努めてください。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 円 |
| 3 | 確定額 | 円 |

年 月 日

補助事業変更申請書

新潟市長

補助事業者 〒 ー
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け新築第 号の で交付決定のありました
新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業について、次のとおり変更したいの
で申請します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- 2 ブロック塀等の所在地 新潟市 区
- 3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日
- 6 敷地内の他ブロック塀等の状況
☐ 上記変更に伴い、撤去するブロック塀等以外に、敷地内に道路等に面するブロック塀等が残ります。適正に維持管理しその安全を確保します。
（該当する場合のみ☒)
- 7 添付書類（変更該当するもの）
☐ 案内図及び配置図
☐ 撤去前のカラー写真
☐ 別記様式第1号の2の対象工事に係る工事費の内訳証明書
☐ その他市長が必要と認めたもの

第 年 月 号 日

様

新潟市長
(担当 建築部建築行政課)

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市危険
ブロック塀等撤去工事補助事業の補助金については、次のとおり変更したので
通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- 2 ブロック塀等の所在地 新潟市
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付決定額 円
- 5 変更事項

変 更 前	変 更 後

- 6 変更理由

年 月 日

補助事業廃止承認申請書

新潟市長

補助事業者 千 一
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業について、次のとおり廃止したいので申請します。

記

- 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- ブロック塀等の所在地 新潟市
- 廃止の理由

第 年 月 日 号

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助事業廃止承認書

年 月 日付けで申請のありました補助事業廃止承認については、次のとおり廃止を承認しましたので通知します。

なお、新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなします。

記

1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助

2 ブロック塀等の所在地 新潟市

3 廃止の理由

年 月 日

補助事業者変更承認申請書

新潟市長

申請者 〃 ー
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号の で交付決定のありました
新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助事業について、次のとおり補助事業者を
変更したいので申請します。

記

1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助

2 ブロック塀等の所在地 新潟市

3 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業者名		
住所		
電話番号		

4 変更の理由

第 年 月 日 号

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助事業者変更承認書

年 月 日付けで申請のありました補助事業者変更承認については、次のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助

2 ブロック塀等の所在地 新潟市

3 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業者名		
住所		
電話番号		

4 変更の理由

第 年 月 号

様

新潟市長
（担当 建築部建築行政課）

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の で交付決定した新潟市危険
ブロック塀等撤去工事補助事業の補助金については、次のとおり交付決定を取り
消したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- 2 ブロック塀等の所在地 新潟市
- 3 交付決定額 円
- 4 交付決定取消額 円
- 5 取消理由

第 年 月 号
日

様

新 潟 市 長
（担当 建築部建築行政課）

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金については、次のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助
- 2 ブロック塀等の所在地 新潟市
- 3 返還額 円
- 4 返還期限
- 5 返還理由

対象ブロック塀等の点検表

申請者	
ブロック塀等の所在地	
点検者(施工予定業者)	

ブロック塀等の概要(ブロック塀の種類別に記載)

塀 1	ブロック塀等の種類	☐ コンクリートブロック ☐ レンガ ☐ 石積 ☐ その他(
-----	-----------	--

塀2	ブロック塀等の種類	☐ コンクリートブロック ☐ レンガ ☐ 石積 ☐ その他(
----	-----------	--

塀3	ブロック塀等の種類	☐ コンクリートブロック ☐ レンガ ☐ 石積 ☐ その他(
----	-----------	--

A.基本性能の点検(基本性能値)

点検項目		塀1	塀2	塀3
建築後の年数	10年未満			
	10年以上20年未満			
	20年以上			
高さの増積み	なし			
	あり			
使用状況	塀単独			
	土留め・外壁等を兼ねる			
塀の位置	塀の下に擁壁なし			
	塀の下に擁壁あり			
塀の高さ	1.2m以下			
	1.2mを超え2.2m以下			
	2.2mを超える			
塀の厚さ	15cm以上			
	12cm			
	10cm			
透かしブロック	なし			
	あり			
鉄筋	あり			
	なし			
	確認不能			
控え壁	あり			
	なし			
かさ木	あり			
	なし			

B.壁体の外観点検(外観係数)

点検項目		塀1	塀2	塀3
全体の傾き	なし			
	あり			
ひび割れ	なし			
	あり			
損傷	なし			
	あり			
著しい汚れ	なし			
	あり			

C.壁体の耐力点検(耐力係数)

点検項目		塀1	塀2	塀3
ぐらつき	動かない			
	わずかに動く			
	大きく動く			

D.保全状況の点検(保全係数)

点検項目		塀1	塀2	塀3
補強・転倒防止対策等の有無	あり			
	なし			

年 月 日

補助事業者 様

工事請負者

住 所

（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏 名 実印

（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名印）

補助事業内容証明書

私は、補助事業にかかる内容について、下記のとおりであることを証明します。

記

契 約 相 手 方	（氏名） （住所）
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 規 模 （ 撤 去 工 事 の 範 囲 ）	道路からの高さ m 、 長さ m
工 事 場 所 （ 住 居 表 示 ）	新潟市 区
工 事 実 施 期 間	平成 30 年 月 日 ～ 月 日
事 業 実 施 金 額	円（税抜）

年 月 日

補助事業者 様

工事請負者

住 所

（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏 名 実印

（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名印）

補助事業金額内訳証明書

私は、補助事業にかかる金額の内訳について、下記のとおりであることを証明します。

記

工事場所（住居表示） 新潟市 区

工事概要 ブロック塀等撤去工事

名称・仕様等	数量	単位	金額	備考
ブロック塀等撤去工事				
諸経費				
合 計（税抜）				
消 費 税				
合 計（税込）				